

函館市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第50号

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「、第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に、

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円	を
--	-----------	------	---

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円	に、
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円	

<p>書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
--	--	--

「もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく除籍証明書」に、

<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までの規定または同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450円</p>
---	------------------	-------------

を

<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までの規定または同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700円</p>

に、

子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
--	--	--

「受理の証明書の交付または」を「受理の証明書の交付，」に改め，「事項の証明書の交付」の後ろに「または同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を，「書類の閲覧」の後ろに「または同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え，「書類1件」を「書類または届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

#### 附 則

この条例は，令和6年3月1日から施行する。